

住宅用火災警報器の支援について

木津町区自主防災会は「災害を発生させない」ことも活動の一つとしています。災害には風水害や地震等でおこる「自然災害」と、人が原因となって引き起こされる「人為災害」があります。

最も身近な人為災害の一つが「火災」です。

火災を発生させ、隣近所を隣焼させてしまっても賠償する義務はなく、被害を受けた家屋は何の賠償や支援も有りません。

全国的に住宅火災における高齢者の割合が増えていることから、木津町区自主防災会としても、高齢者や障害者の日常生活の安全を守るため、また財産の損失を防ぐことを目的に、住宅用火災警報器未設置世帯に設置支援をおこないます。

下記に示す支給対象世帯者は、別紙の「住宅火災警報器申込書」に記入して町総代、自治会長さんに申し込んでください。申込期限：令和8年2月8日（日）

なお、申込者オーバーの場合は、・身体障害者、・独居高齢者、・高齢者世帯の優先順位とします。

【支給対象世帯】

住宅用火災警報器未設置世帯で下記の何れかに該当する世帯

1. 障害者のいる世帯
2. 70歳以上の一人暮らし世帯
3. 75歳以上の高齢者のみ世帯

**住警器設置で
安全な暮らし**



2025防-5
木津町区 12月 7日

町内会長・自治会長 様

木津町区自主防災会
会長 田中 芳久
(公印省略)

令和7年度における消火器本体並びに消火器BOXの不足数
及び消火器本体の耐用年数の期限切れ等による取り換えの申込書

季冬の候、皆様方におかれましては、ご清祥のことと、お慶び申し上げます。

さて、お世話をおかげいたますが、標記の件につきまして各々ご確認頂いた上で、該当があれば下記にて、令和8年2月8日（日）までに地域長までご提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、消防法では、消火器の有効期限は設けられておりませんが、容器の耐用年数は、概ね8年が目安です。

-----キリトリ-----

1. 町内会・自治会名
2. 不足数の注文（損傷・耐用年数期限切れ含む）

消火器本体 基

消火器 BOX 基

消火器 BOX への「木津町区」貼付ラベルシールの損傷による新規枚数 枚